

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 2 月 29 日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

(1) 件名

新聞広告掲載業務

(2) 業務の内容

愛媛新聞への広告掲載及び広告デザインの制作

(3) 業務の仕様

別紙「新聞広告掲載業務に係る仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

(5) 入札方法

ア 入札は、最低価格落札方式で行う。

イ 入札金額は、総価を見積るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積る契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成 18 年機構規則第 10 号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 愛媛県内に事業所を有し、令和3年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

(1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先

郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から令和6年3月11日（月）午前12時までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、上記3の（1）の場所において入札説明書を交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 契約条項を示す日時及び場所

入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

(1) 日 時 令和6年3月15日（金）午前10時00分

(2) 場 所 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館

愛媛地方税滞納整理機構 入札会場

入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。

開 札 即時開札とする。

(3) 入札無効に関する事項

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを

提出した者

- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者
- シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(4) その他

- ①入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- ②入札保証金

免除する。

- ③入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和6年3月11日（月）午前12時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

- ④落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に係のない機関職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「新聞広告掲載業務に関する契約」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年2月29日（木）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

新聞広告掲載業務

(2) 業務の内容

愛媛新聞への広告掲載及び広告デザインの制作

(3) 業務の仕様

別紙、「新聞広告掲載業務に係る仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（令和18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

① 「競争入札参加資格審査申請書」 様式第34号（第53条関係）

印鑑証明書：申請書受理日前3カ月以内に発行されたもの（原本の写し）

契約者等が代理人となる場合は、委任状（様式第34号関係）も提出すること。

② 「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和6年3月11日（月）午前12時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基

づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、令和3年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

- (1) 提出書類
 - ①「業務実績表」（様式2）
 - ②「誓約書」（様式3）
- (2) 提出期限 令和6年3月11日（月）午前12時まで
- (3) 審査結果の通知 書類提出後、令和6年3月14日（木）午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。
- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年3月15日（金）午前10時00分
イ 場 所 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館
愛媛地方税滞納整理機構 入札会場

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

- ① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。
ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。
- ② 入札金額は、総価を見積るものとする。
入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない機構職員を立ち会わせて行う。
- ④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者
- シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に係る機関職員にくじを引かせる。

11 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否
要する。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機関の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。

新聞広告掲載業務に係る仕様書（案）

1 業務の目的

この業務は、多様な媒体・手段等による広告を実施することで、より効果的に滞納者に対して心理的圧力をかけるとともに、県民に対して機構の取り組み姿勢や実績をアピールすることを目的とする。

2 業務期間 契約日から令和7年3月14日まで

3 業務内容

- ・愛媛新聞 一面 突き出し（大） W 6 cm × H 10.9 cm カラー 7日
- ・新聞広告デザインの制作（下記4回）

4 掲載日程

- ①令和6年4月中旬～5月上旬（2日）
- ②令和6年11月（1日）
- ③令和6年12月～令和7年1月（2日）
- ④令和7年2月～3月（2日）

※日程詳細は、契約後に発注者と受注者で協議のうえ決定する。

5 その他

- (1) 受注者は、本業務上知り得た情報を他にもらしてはならない。
- (2) 業務実施期間中、発注者から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (3) 広告デザインの制作物が他の所有権や著作権を侵害するものではないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて発注者に帰属するものとする。
ただし、受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議により決定する。

業務契約書（案）

(業務の内容及び目的)

第1条 甲は、次の業務（以下「業務」という。）を乙に発注し、乙はこれを受注する。

別紙「新聞広告掲載業務に係る仕様書」のとおり

(業務期間)

第2条 業務期間は、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

(業務料)

第3条 業務料の額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額
_____円）とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(注意義務)

第5条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への業務に係る指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害の負担)

第7条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(完了報告及び完了検査)

第8条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に完了検査を行うものとする。

(業務料の支払)

第9条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、業務料の支払を請求するものとし、甲は請求書を受理した日から 30 日以内に、口座振込により業務料を支払うものとする。

(業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならぬ。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この業務を遂行することが困難であるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等（乙の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事業所をいう。）を代表するものをいう。）若しくは実質的経営をしている者が、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等と認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は業務料の全部又は一部を支払わないことがある。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、前項に違反して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 16 条 この契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成 18 年規則第 10 号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目1番地2

甲 愛媛地方税滞納整理機構

管理者 野志克仁

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。